

錯誤 管業 H26-01-4 《#462》**【問】 正誤をつけよ。**

甲建物を所有するAが、同建物をBに売却する旨のAB間の契約(以下、本問において「本件契約」という。)を締結した。本件契約を締結するに当たり、Bが、甲建物を乙建物であると誤認して買い受けた場合には、Bは、自らが甲建物を乙建物であると思ったことについて重大な過失があるときでも、Bに移転登記がなされていない限り、原則として本件契約を取り消すことができる。

【答え】 誤り**《ポイント》 錯誤**

- 1 意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なもの**であるときは、**取り消すことができる**。
 - 一 意思表示に対応する意思を欠く**錯誤**（表示行為の**錯誤**）
 - 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が**真実に反する錯誤**（**動機の錯誤**）

- 3 **錯誤**が**表意者の重大な過失**によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の**取消しをすることができない**。
 - 一 相手方が表意者に**錯誤**があることを知り、又は**重大な過失**によって知らなかったとき。
 - 二 相手方が表意者と同一の**錯誤**に陥っていたとき。（**共通錯誤**）（民法 95 条）